

第21回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和6年7月17日（水）
17：00～18：00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 報告事項

（1）分科会等

- ・令和6年度 NPO 法人等調査について
- ・官民・民民連携の取組推進について

（2）その他

- ・重点計画及び骨太の方針（2024）
- ・令和6年度第1回シンポジウムについて
- ・地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業等について

3. 議題

（1）孤独・孤立対策強化月間について

4. その他

5. 閉会

【配付資料】

- | | |
|-----|-----------------------|
| 資料1 | 令和6年度 NPO 法人等調査について |
| 資料2 | 官民・民民連携の取組推進について |
| 資料3 | 重点計画及び骨太の方針（2024） |
| 資料4 | 孤独・孤立対策シンポジウムについて |
| 資料5 | 令和6年度地方版 PF モデル事業取組団体 |
| 資料6 | 孤独・孤立対策強化月間について |

孤独・孤立対策に資するNPO法人等への調査
令和6年度 第21回幹事会資料

2024/7/17（水）

■令和6年度のNPO法人等への調査について

・本年の取組として、「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の事例分析およびヒアリング調査を通して、地域における官民連携プラットフォームの運営/推進にあたり横展開可能な示唆/参考資料を得ることを目的に、下記の方針で実施する。

□調査概要

背景/課題	・「孤独・孤立対策推進法」が施行されたなかで、地方版の官民連携プラットフォームの事例が生まれてきており、地域における孤独・孤立対策に資する官民連携の立ち上げ/継続を国として引き続きサポートしていくことが必要である ・一方で、官民連携プラットフォームの好事例を参考にした取組を推進するうえで、「どんな課題解決/孤独・孤立対策に資する取組が行われている事例が良い事例なのか」「なぜ官民連携プラットフォームがあると良いのか」といった官民連携プラットフォームが孤独・孤立対策においてもたらす価値についての俯瞰的な事例分析は行われておらず、既存事例を参考にした横展開の推進が難しい状況にある。 ・また、そうした価値を実現する官民連携プラットフォームの運営/推進に必要な要素（成功要因）はなにか、その要素を得るための取組や工夫がなにかや、反対に官民連携プラットフォームの運営/推進において困難となる要因（阻害要因）についても分類/分析は行われていない。 ・全国に官民連携プラットフォームの好事例を増やし、また維持していくために広く横展開をする視点での事例分析/発信が求められる
調査趣旨/ 目的	・地域における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げ/継続等を推進するため、令和4～5年度に採択/実施された「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業」の事例を調査対象として、官民連携プラットフォームを行う自治体/民間団体等の取組や連携の実態を把握し、<u>地域における官民連携プラットフォームが孤独・孤立対策においてもたらす価値はなにかを明らかにする</u> ・そうした価値を生む官民連携プラットフォームの<u>運営/推進に必要な要素（成功要因）</u>や、<u>反対に困難となる要素（阻害要因）</u>を本調査を通して分析/仮説検証を行うことで、まだプラットフォームを設立していない自治体やプラットフォーム運営に課題を抱える自治体へ横展開可能な示唆/参考資料を得る
仮説	・地域における官民連携プラットフォームが孤独・孤立対策においてもたらす価値 ①従来の支援制度の枠組みでは捕捉しきれなかった潜在層へのアプローチが可能になる （事例） 一宇和島市では食支援を行うNPO団体と連携し、新たなアウトリーチ手法により行政が捕捉しきれなかった方々へのリーチに繋がった。 一熊本市では民間が主体性をもって関わることで行政の従来の事業では支援から漏れてしまう方をターゲットにした広報アプローチ等の施策に繋がった。 等 ②孤独・孤立対策の取組の持続性が担保される 一事務局機能や施策立案/実施等に関わるリソースの確保や業務効率化、等 （事例） 一北九州市では、孤独・孤立対策を今後維持/発展させていくために、行政が担ってきた

	事務局機能を連携協議会の参加団体への試行的移行を検討し、前向きな成果を得ている。等 ③支援に関わる官民双方の関係者合同の個別ケース会議により、支援対象者に対して必要な支援が届くスピードがあがり、迅速で継続的な支援をうけることができるようになる (事例) 一伊勢市では、従来事業委託をしてきたNPO団体や社協だけでなく、出口支援を提供する商工会議所や農協、自治会、ハローワーク等も参加している 一尾道市では、多機関協働による断らない窓口として「福祉まるごと相談窓口」を開設しており、相談者が問題の所管窓口を特定しなければいけない/相談先が分からない/所管外に相談してしまう等のハードルを低減している。 等 ・上記の価値が生まれる官民連携プラットフォームの運営/推進に必要な要素 ④自治体内の縦割りの打破（首長のリーダーシップの巻き込み/庁内横断型の所管部署による旗振り等） ⑤民間の中間支援組織との連携、民間の多様なリソースの確保 ⑥設立初期における官民共通の大目的の設定（災害対応/生活困窮者支援等）
調査手法	下記の項目について【5地域程度】の官民連携プラットフォーム運営に関わる自治体/民間団体等にヒアリング調査を実施する。詳細のヒアリング項目については、7月～8月にて設計する。 ・仮説①～③について、具体的にうまくいっていることはあるか。それは官民連携プラットフォームによって実現していることか。 ・反対に、仮説①～③で苦労していることや困難なことはあるか。それはなぜか。 ・設立当初、官民連携プラットフォームにより実現したいと考えていた取組/課題解決はなにか ・実際に官民連携プラットフォームにより実現した取組/課題解決はあるか ・それはなぜ/どのように実現することができたのか。仮説⑤～⑦において特に重要な要素はあるか。 ・反対に、実現が難しい/苦労していることはあるか。それはなぜか。 例) 一宇城市では当初の課題として「行政の業務量の多さ」があげられていたが、他部署や民間団体との連携にあたり新たなリソース確保による効率化した点はあるか。また、それが実現した要素はなにが考えられるか 一伊勢市では支援対象者の幅を広げ声をあげやすくする環境を整備するとあるが、そのために官民連携プラットフォームで実施していることはなにか 一北九州市で行った事務局機能を参加団体に移行することで持続的な取組を目指しているが、具体的にはどんな業務を移行し、行政はどんな役割を担う分担をしているのか 等 ※予算の都合上、現地調査は特に深掘りして分析したい最大5団体程度で実施。その他はオンラインでのヒアリング実施を想定
調査対象	■調査対象地域の候補（下記よりさらに絞り込みを検討予定） ・災害対応：宇和島市、熊本市、宇城市 ・生活困窮：伊勢市、鳥取市、北九州市 ・ひきこもり・不登校：徳島県、尾道市

	■調査対象団体 ・官民連携プラットフォームを所管する自治体の担当者 ・官民連携プラットフォームの事務局や施策等を担う民間団体 など、一つの地域に対して複数の団体にヒアリングすることも検討。
--	---

■スケジュール（案）

時期	アクション
7月下旬～8月上旬	・ヒアリング項目詳細設計 ・オンライン/現地調査先の選定案検討 →メールにて確認依頼
8月中旬	・担当幹事打ち合わせ（1～2回程度） →ヒアリング調査詳細について協議/合意
8月下旬	・ヒアリング調査先との調整開始
9月初旬～11月中旬 （2ヶ月半）	・ヒアリング調査実施 ・ヒアリング結果（議事録/概要版）の作成 ・ヒアリング結果（議事録）の内容確認（調査先） →途中、必要に応じて担当幹事打ち合わせを実施し、結果共有等を行う
11月幹事会	・ヒアリング調査進捗の報告
11月下旬	・担当幹事打ち合わせ →ヒアリング結果概要について協議 →調査報告書の取りまとめ方向性について意見交換
12月中旬	・調査報告書作成
12月下旬	・担当幹事打ち合わせ →調査報告書について意見交換
1月初旬（2週間）	・調査報告書の内容/公開確認（調査先）
1月幹事会	・現地調査結果概要を報告
1月下旬	・調査報告書修正対応
2月上旬	・担当幹事打ち合わせ →調査報告書の確定
2月中旬	・調査報告書納品

以上

「孤独・孤立対策に資する官民・民民連携による特色ある取組の推進」

■令和 5 年度の実施内容

令和 5 年度は、86 件の事例提出。うち、7 事例に取材を行い、記事を作成して一般向けに公表、②19 事例を提出事例をパワポ形式で整え一般向けに公表、③81 事例をエクセルリストにて、PF 会員専用ページにて限定公表（①②を含む）した。

■令和 6 年度 of 取組

担当幹事の打合せをふくめて、以下の方向で検討

○令和 6 年度 of 方向性

令和 6 年度は事例の追加収集と横展開に取り組む。

具体的には、

- ・事例の追加収集については、昨年度同様に広く募集しつつ、令和 5 年度のモデル調査事業等を対象に候補となりうる事例も検討する。
- ・事例の取材は、記事の他に動画などの紹介方法も検討。
- ・地方版 PF に取り組む自治体へ向けた事例及び講師紹介を PR する。

○令和 6 年度スケジュール案

（1）令和 6 年度追加募集、NP0 モデル調査等の事例ピックアップ

- ・ 7 月下旬 令和 6 年度追加募集開始（～ 2 か月程度）
- ・ 7 月～ 8 月 公表方法等検討、NP0 モデル調査等の事例ピックアップ
- ・ 9 月頃～ 追加募集状況確認、事例ピックアップ、取材等の担当割り振り
- （・ 10 月～ 12 月 担当者取材対応、取材記事作成）
- ・ 12 月～ 公表素材確認、提出者確認依頼
- ・ 2 月頃 ホームページ公表

（2）地方版 PF 対象自治体への事例展開 ※参考

- ・ 6 月 12 日 市区町村採択自治体説明会（交付金対象と都道府県にも呼びかけ）
 - ・ 6 月 25 日 市区町村採択自治体勉強会（交付金対象と都道府県にも呼びかけ）
- での案内文 PR

以後、要請に応じて随時、講師対応等を調整

事務連絡

令和6年6月12日

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに取り組む自治体 各位

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局

(内閣府孤独・孤立対策推進室)

孤独・孤立対策官民・民民連携取組事例及び講師のご紹介等について

日頃より、政府が推進する孤独・孤立対策にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

孤独・孤立対策については、国及び各地方において孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」）を形成し、行政、支援関係者及びその他の関係者等、さまざまな主体、関係者が顔の見える関係の中で相互に連携を図っていくことが重要であり、令和6年4月1日施行の「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」においても、第6条で関係者の連携及び協力について規定されているところです。

各自治体におかれましては、地方版プラットフォーム等の活動を通じて孤独・孤立対策について取り組んでいただいているところと存じますが、国のプラットフォームにおいても、NPO等支援団体、自治体、企業等さまざまな会員が参画いただくとともに、各モデル調査及び取組事例の募集等を通じて事例の蓄積を図っており、これら好事例について、各地域での取組みのご参考としてご活用いただけたらと考えております。

つきましては、別添のとおり取組事例及び講演機会があります際には講演者ご紹介の調整についてご案内させていただきますので、地方版プラットフォームの活動においてもぜひご活用いただけたら幸甚です。

【連絡先】

内閣府孤独・孤立対策推進室 荒川、山村、玉田

TEL：03-5253-2111（内線 82852、82834）

E-mail：kodoku.koritsu.renkei.j9i@cao.go.jp

(別添)

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームでシンポジウムなどをご検討中の皆様へ

- 政府では、孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下、「プラットフォーム」）の活動の一環として、また様々な事業の実施を通じて、官民・民民連携の優れた事例を蓄積しています。
- 地方版プラットフォーム活動に関連して、各地域でのシンポジウム、講演、勉強会等を開催される機会に、こうした事例をご紹介させていただくことは、連携がもたらす効果を実感する上でも、連携のしかたについて具体的なイメージをもつ上でも、有用であると思われます。
- ①プラットフォーム立ち上げ準備時期（初回採択直後など）、②プラットフォーム立ち上げ設立時期（初回採択時など）、③プラットフォーム立ち上げ後（2回目以降採択時など）など、状況や段階に応じて参考となる内容や事例も変わってくることも考えられます（例えば①②では概括的な孤独・孤立対策についてのご説明や、一般的な団体間の連携の事例など、③ではより具体的なテーマでの取組事例などが参考となる場合等が考えられます）。このような各地域のご事情にあわせて、紹介事例を調整させていただくことも可能です。

ご参考：事例サンプル (https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/platform/katsudou/kanmin_minmin/index.html)

- また、内閣府孤独・孤立対策推進室では、みなさまのプラットフォームで事例を紹介いただけるスピーカー候補を国プラットフォーム会員などからお探しすることが可能です。「〇〇のテーマで孤独・孤立シンポジウムを開きたいけど登壇者誰かいないかな?」「プラットフォームの立ち上げを盛大にやりたいけど誰を呼んで何を話してもらえばいいのだろう?」とお悩みの自治体におかれては、ぜひご連絡・ご相談いただけますと幸いです。
- その他、ご不明点やご質問等ございましたら、ご遠慮なく下記連絡先までお問い合わせください。引き続き、孤独・孤立対策の推進及び連携体制の構築にご協力よろしくお願いいたします。

■ご参考：令和4年度、令和5年度に各地域で実施された講演の例（※肩書等は当時のものです。）

- ・「孤独・孤立対策のために地域でもとめられる取組について」山本麻里 孤独・孤立対策担当室長
於）R5.2.8 滋賀県「つながることで見えるちょっと素敵な未来を描くフォーラム」
- ・「孤独・孤立対策の概要と地域でできること」大西連 内閣官房孤独・孤立対策担当室政策参与
於）R6.2.10 福山市 孤独・孤立フォーラム

※参考となる事例内容や、プラットフォーム幹事団体や有識者会議構成員等の登壇者など、ご希望に応じて調整させていただきます。

【連絡先】

内閣府孤独・孤立対策推進室 荒川、山村、玉田
TEL：03-5253-2111（内線 82852、82834）
E-mail：kodoku.koritsu.renkei.j9i@cao.go.jp



孤独・孤立 対策
官民連携プラットフォーム



わたしたちは、孤独・孤立対策に貢献。又は活動への協力や支援をしております。

重点計画の意義

- 本年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- ◆ コロナ禍後も、今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。
- ◆ 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- ◆ 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- （1）孤独・孤立双方への社会全体での対応、（2）当事者等の立場に立った施策の推進
（3）社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

（1）孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

（2）状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

（3）見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

（4）孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★ 特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- ・ 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階の伴走支援、設置の促進。
- ・ 交付金を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開により地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- ・ 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- ・ 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- ・ 身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の養成。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

I. 重点計画について

2. 特に重点を置いて取り組むべき事項

（1）地方公共団体及びNPO等への支援

○ 官・民・NPO等の連携の基盤となる地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（推進法第11条）及び孤独・孤立対策地域協議会（推進法第15条）を立ち上げる段階の地方公共団体への伴走支援、多様な主体が参画する事例の周知等、設置の促進に向けた支援を行う。

○ 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援について、当面、令和3年3月の緊急支援策⁸で実施した規模・内容について、新たなニーズ等を踏まえた強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援を行っていく。

○ 地方公共団体及びNPO（NPOを支援する中間支援組織を含む。）等に対して、令和6年度当初予算で創設した「孤独・孤立対策推進交付金」を活用して支援を行うことはもとより、広域で活動を行う団体があることも念頭に置きつつ、行政区域を超えて地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが設置されている事例、広域的な活動を行う中間支援組織などのNPO等の活動事例（基礎自治体との連携事例を含む。）などを周知・横展開することで、地域の実情に応じた孤独・孤立対策が実施されるよう支援を行う。

⁸ 「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において決定（令和3年3月16日）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

（1）共生・共助・女性活躍社会づくり

（共生）

家族のつながりや地縁も希薄化する中、制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越え、一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会を実現することが重要である。このため、高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及を図るとともに、情報登録プラットフォームを始めとして必要な支援の在り方を検討するなど独居高齢者等に対する政府横断的な対応を引き続き推進する。また、認知症の方が尊厳と希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて、認知症施策推進基本計画を策定し、認知症施策を推進する。また、地域において安心・安全に暮らせる共生・共助社会の構築を目指し、本年夏頃を目途に新たな高齢社会対策大綱を策定する。改正生活困窮者自立支援法等に基づき、適切に利用できかつ自立につながる生活保護制度となるよう、生活困窮者自立支援制度との一体的な実施等を推進するとともに、生活保護の生活扶助基準については社会経済情勢等を踏まえ必要な対応を行う。住まい支援について、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等により、関係省庁が連携して住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境の整備等を推進するなど支援強化を図る。また、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーの取組を推進するほか、第5次障害者基本計画に基づく障害者の就労や地域生活の支援及び生涯学習の推進、重層的支援体制整備事業の実施市町村の拡充、成年後見制度を含めた総合的な権利擁護、無戸籍者の解消の促進を図る。自殺総合対策大綱に基づく施策や、地域若者サポートステーションの就労支援体制の強化などひきこもり支援を着実に推進する。性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について理解増進法に基づき各種施策を推進する。動物愛護管理を推進する。

孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援、NPO等の諸活動への継続的な支援、支援の担い手やつながりサポーターの育成、予防の観点から緩やかなつながりを築ける居場所づくり、人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進などの取組を着実に推進する。

就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により、一定の成果を挙げている。来年度以降、この世代への支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するとともに、地方自治体と連携し、個々人の状況に合わせ、就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援を行う。

(共助)

寄附の促進等に加え、NPOの行う事業を支援する中間支援組織を通じた支援を含め、社会課題解決に取り組む民間主体への支援を強化し、ソーシャルセクターの発展に取り組む。NPO法人の活動促進に向け、事務手続のオンライン化や国際協力活動の健全性を高めるテロ資金供与対策などの環境整備を進める。公益法人・公益信託による公益活動の活性化のため、新制度施行に必要な体制や一元的な情報提供プラットフォームの整備を行う。休眠預金等活用制度について、活動支援団体や出資事業の円滑な実施等を通じ社会課題解決に取り組む団体の育成や自立化を促進する。SIBを含む成果連動型民間委託契約方式について、成果評価の検討・検証支援等を通じ一層の拡大に向けて取り組む。また、企業版ふるさと納税について、これまでの取組状況等を総合的に検証するとともに、今後の本制度の在り方を検討する。

2024.06.19 メモ

孤独・孤立対策シンポジウムについて

■シンポジウムの概要

テーマ：孤独・孤立対策のキーワードである「連携・協働」について考える

実施方式：オンライン

時間：150～180 分程度

内容&主旨：

2021 年 2 月に孤独・孤立対策担当大臣が任命されてから 3 年半。重点計画の策定や全国版官民連携プラットフォームの設立、孤独・孤立対策推進法の成立&施行、自治体や中間支援組織、NPO 等を対象としたモデル事業等の実施と、少しずつ孤独・孤立対策の取り組みが始まっています。

この 3 年半、孤独・孤立対策のキーワードとなってきたのは「連携・協働」です。この「連携・協働」は官のなかでの連携・協働はもちろんのこと、官と民の連携、民と民の連携・協働も含まれます。

官のなかでの「連携・協働」は、政府で言えば各府省庁の縦割りをこえた連携・協働、自治体で言えば部署や部局をこえた連携・協働、そして、国と自治体との連携・協働を指します。

また、ここで言う「民」には、企業や NPO 等の市民活動団体、社協や社会福祉法人などの福祉団体や職能団体、町会等の住民組織など、あらゆる活動、団体が該当します。

それぞれが分野や役割をこえて、「つながる」こと、そして、各団体、各人ができることを積み上げていくことを目指して、孤独・孤立対策の取り組みは少しずつスタートしています。

とはいえ、「連携・協働」は、言葉で言うほど簡単なものではありません。分野やセクターをこえた多様な団体や個人が目線を合わせ、一緒にできることを考え実行していくプロセスは、時に大きな困難を伴うこともあります。一緒に事業をしたことがない、考え方がまるで違う、そんな声におされて、つい「いつものメンバー」で考えてしまいがちです。政府は重点計画のなかで「水平的連携」を掲げていますが、行政と民間団体の関係は、ともすると委託や補助事業などを通じて垂直的な関係になりがちです。民間団体も行政機関を連携・協働相手というより、カウンターの向こうの交渉相手、要望先、と捉えがちです。

このシンポジウムでは、孤独・孤立対策のキーワードである「連携・協働」について、そのあるべき姿を考え、また、さまざまな実践のなかからそのヒントを模索していきたいと

思います。

■シンポジウム構成

全3部での構成を想定。

第一部は、孤独・孤立対策のこれまで（日本の現状、政府の動きや法律、重点計画）

第二部は、主題である「連携・協働」についての考え方の提示

第三部は、実践から「連携・協働」のヒントを考えるパネルディスカッション

第一部：孤独・孤立対策のこれまで

【政府側からの報告を想定】

- ・孤独・孤立の実態把握の結果（日本の現状）
- ・孤独・孤立とは（概要のアウトライン）
- ・これまでの孤独・孤立対策の説明
大臣設置、全国版 PF、孤独・孤立対策推進法、重点計画など

第二部：連携・協働とは何か

【吉田さんもしくは僕からの報告かな？】

- ・連携・協働とは？
コツ、しかけ、これまでとどう違うか、なぜいいのかなど

第三部：実践から考える

【3つの実践から報告】

- ・国×民間の連携・協働
全国版 PF & つながりサポーター 井澤さん+自治体職員？（つながりサポーター実践者）
- ・自治体×民間の連携・協働
地方版 PF の実践例から NRI+自治体職員（首長）
- ・民間×民間の連携・協働
中間組織&NPO等取り組みモデル&官民・民民から こちらも2名程度

【パネルディスカッション】

- ・上記報告者とコーディネーター（大西？）でパネルディスカッション。

【質疑応答】

事前&当日集計してコーディネーターが割り振り。

■全体進行イメージ

開会挨拶		内閣府	5 分
第一部	孤独・孤立対策のこれまで	内閣府	30 分
第二部	連携・協働とは何か	吉田さん or 大西	30 分
休憩			5 分
第三部	実践から考える	各報告者 & コーディネーター （& コメンテーター）	
	趣旨説明	コーディネーター（大西？）	5 分
	3 つの実践から報告		
	国 × 民間の連携・協働	井澤さん + 自治体職員	12 分
	自治体 × 民間の連携・協働	NRI + 自治体職員（首長）	12 分
	民間 × 民間の連携・協働	●● × 取り組み団体	12 分
休憩			5 分
	パネルディスカッション	2～3 お題を考え各人にふる	50 分
質疑応答		コーディネーターから各人へ	15 分
閉会挨拶		コーディネーター？	合計約 180 分

■登壇者候補

挨拶：内閣府より（1 名）

第一部：内閣府（1 名）

第二部：吉田さん or 大西（1 名）

第三部：コーディネーター大西（1 名）、コメンテーター吉田さん（1 名）、各報告者 2 名 × 3 テーマ。

合計で 8 名。ジェンダーバランスを考えると 3 名が女性が望ましい。

令和 6 年度 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 取組団体（市区町村）

概要

- 令和 6 年 4 月 1 日に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、孤独・孤立対策の一層の強化・深化を図っていく。
- 本事業では、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を後押しするとともに、地域における孤独・孤立問題に対する活動への支援や、分野横断的で先駆的な活動の全国展開を行い、官・民・NPO等の連携基盤強化を目指す。

取組団体

令和 6 年度 of 取組団体は、以下の 14 団体

○新規取組団体（5 団体）

中野区（東京都）、岡崎市（愛知県）、豊田市（愛知県）、播磨町（兵庫県）、
呉市（広島県）

○過年度からの取組団体（9 団体）

京都市（京都府）、福岡市（福岡県）、熊本市（熊本県）、
市原市（千葉県）、座間市（神奈川県）、春日井市（愛知県）、鳥取市（鳥取県）、
福山市（広島県）、宇和島市（愛媛県）

令和6年度 地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況

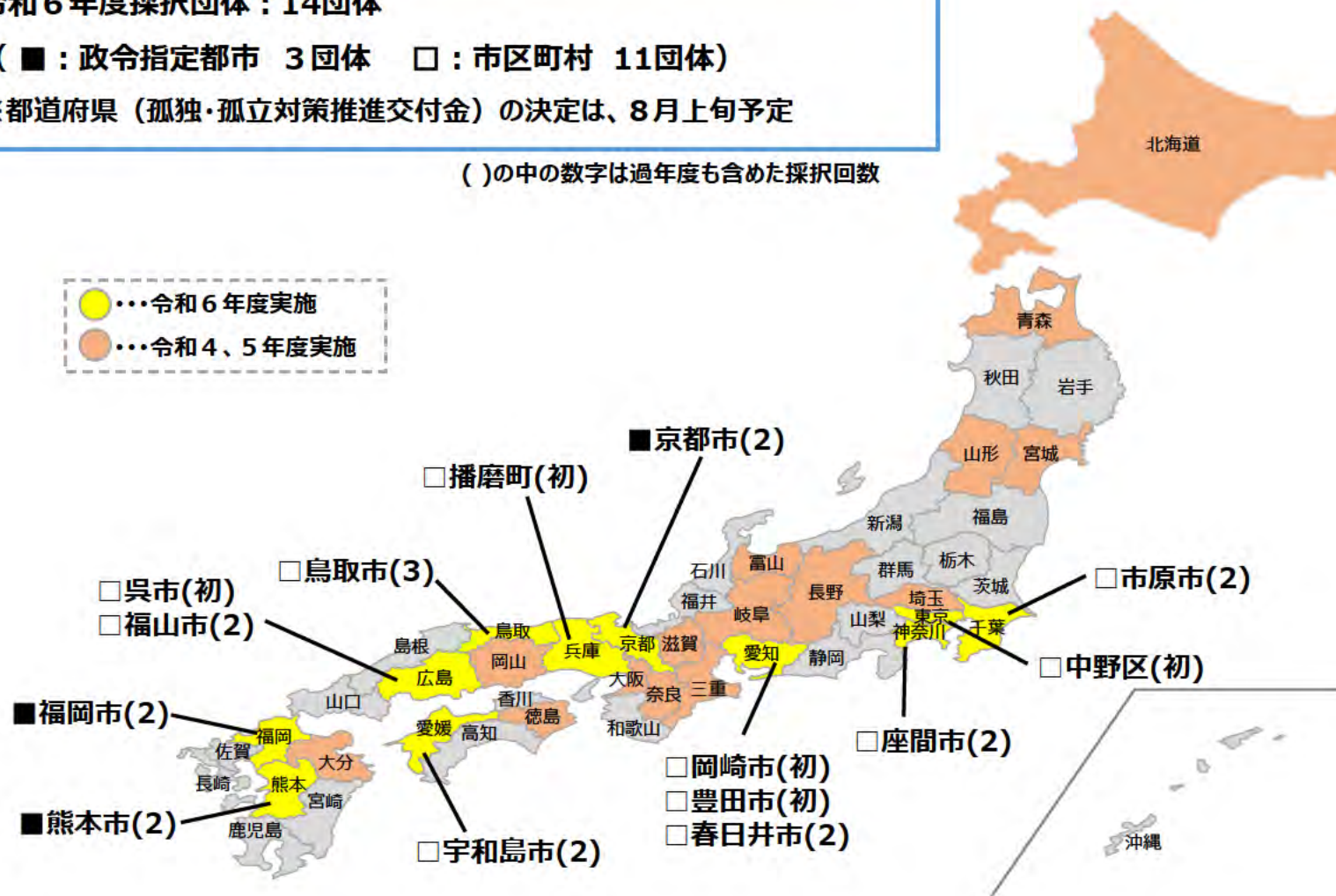
令和6年度採択団体：14団体

(■ : 政令指定都市 3団体 □ : 市区町村 11団体)

※都道府県(孤独・孤立対策推進交付金)の決定は、8月上旬予定

()の中の数字は過年度も含めた採択回数

- ...令和6年度実施
- ...令和4、5年度実施



地方版「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」推進事業 取組状況（令和4年度～）

※都道府県（孤独・孤立対策推進交付金）の決定は、8月上旬予定

都道府県	自治体名	実施年度		
		R4	R5	R6
北海道	北海道	●	●	
	釧路市	●		
	登別市	●	●	
青森県	青森県	●		
宮城県	仙台市		●	
山形県	山形市	●		
	鶴岡市	●		
埼玉県	埼玉県	●		
千葉県	市原市	●		●
東京都	江東区		●	
	品川区		●	
	中野区			●
神奈川県	鎌倉市	●		
	座間市		●	●
富山県	富山県		●	
長野県	須坂市	●		
	飯山市		●	
岐阜県	岐阜県	●		
愛知県	春日井市		●	●
	岡崎市			●
	豊田市			●
三重県	伊勢市	●		
	名張市	●		
滋賀県	滋賀県	●		
京都府	京都市	●		●
兵庫県	播磨町			●
大阪府	大阪府	●		
	枚方市	●		
奈良県	生駒市		●	

都道府県	自治体名	実施年度		
		R4	R5	R6
鳥取県	鳥取県	●		
	鳥取市	●	●	●
岡山県	笠岡市	●		
広島県	三原市	●		
	尾道市	●		
	府中市	●		
	福山市		●	●
	呉市			●
徳島県	徳島県	●		
愛媛県	愛媛県	●		
	宇和島市	●		●
福岡県	北九州市	●	●	
	福岡市		●	●
熊本県	熊本市	●		●
	宇城市		●	
大分県	津久見市	●		

計	45	29	15	14
---	----	----	----	----

【過去の実施状況】



モデル事業
トップページ



令和5年度
実績報告



令和4年度
実績報告

政令指定都市 取組団体（3団体）

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
京都府 きょうとし 京都市	○孤独・孤立対策として、孤独・孤立に関する課題に関して取り組む本市を含めた関係機関や団体等が相互に連携し、横のつながりを強化するための「孤独・孤立に関する連携協定」を締結している。また、困り事に応じた支援制度や窓口を案内する、チャットボットを活用した Web サイト「京都市版お悩みハンドブック」を運用している。 ●現在運用中の「京都市版お悩みハンドブック」について、孤独・孤立に悩む方自らが社会資源につながりやすくなるよう、「孤独・孤立に関する連携協定」協定締結団体等の地域資源の具体的な事業内容や強みを「見える化」したオンラインデータベースの作成機能を付加するカスタマイズを実施し、支援団体間の更なる連携強化にも活用していく。
福岡県 ふくおかし 福岡市	○孤独・孤立対策の効果的な推進を図るための枠組みを「福岡市孤独・孤立プラットフォーム」とし、市民・企業・NPO 等が相互に連携と協働を図っている。また、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム協議会を設置し、各関係機関・民間団体等が連携して、生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、支援の方法などを検討している。 ●孤独・孤立状態にある方は、複合的な課題を抱えていることが考えられ、その中には悩みが明確になっていない方、どこに相談すればいいのかわからない方も多い。そのため、広報啓発の充実を目的とした福岡市版お悩みハンドブック（Web サイト）の新設や関係機関等へ孤独・孤立問題に関する普及活動を実施していく。
熊本県 くまもとし 熊本市	○NPO 団体と連携し、フードドライブによる生活困窮者への食糧支援や、民生委員等による高齢者世帯の見守り活動等を実施。令和 4 年度にはプラットフォームを設立し、継続的に市民向けの啓発イベント（シンポジウム等）の開催や、「孤独・孤立対策強化月間」の周知など普及啓発活動に取り組んでいる。 ●既存のプラットフォームの事務局機能を NPO に担ってもらい、NPO の事業継続性を担保しつつ、官民連携の深化を図っていく。さらにはこれまでの知識や経験を相互に共有し、連携・協働することで、孤独・孤立問題の「予防」と「支援」について発展的な取組に繋げ、今後目指す孤独・孤立対策地域協議会設立のベースとしていく。

市区町村（政令指定都市除く）取組団体 1 1 団体

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
千葉県 いちはらし 市原市	○令和4年度地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の支援の成果として、孤独・孤立対策地域協議会及び孤独・孤立対策官民連携プラットフォームといった核となる取組を具現化。中間支援団体や、ひきこもり当事者団体などと、定期的に意見交換を行い、施策の検討に活かしている。 ●プラットフォーム会議の訴求力・発信力の強化や、「ゆるくつなぐ」精神を浸透させていくことを目的とした「ゆるサポ」の養成、地域住民やNP0団体等から企画提案を募る「公募型研修委託事業」等により、地域の多様な主体との連携による自律的な課題解決が図られる体制づくりを目指す。
東京都 なかのく 中野区	○保健・福祉の相談窓口として「すこやか福祉センター」や住民自治の拠点として「区民活動センター」を設置。また、中野区における地域包括ケア体制の充実を図ることを目的として NIC+（ナカノ・インクルーシブ・ケア・パートナーシップ）協定を導入。“オールなかの”で地域包括ケア体制の構築を進めている。 ●孤独・孤立対策の啓発・機運醸成が目的の事業として、地域包括ケアシンポジウムと見本市を開催する。地域包括ケアシンポジウムでは大学生等の参画により20代～30代の若者の孤独・孤立をテーマとして実施検討。見本市では、関係機関どうしが連携・交流を図り孤独・孤立対策に資する新たな事業を創出する機会とすることを想定している。
神奈川県 ざまし 座間市	○ひきこもり状態や対人関係の難しさ、生きづらさを抱えている女性を対象に生活困窮者自立支援制度における地域ネットワーク構築事業（「ひきこもり女子会」）を実施。市役所内でも自殺総合対策の勉強会等を行っている。 ●共同実施自治体による官民連携プラットフォーム形成に向けた連絡会議を開催。共同する4市にはひきこもり支援を通じた連携の実績があるため、そこをベースとし、それぞれが築いてきた社会資源やネットワークを共有し、市域を超えた支援体制の構築を図る。 また、座間市で令和5年度に実施し、継続する声が多く上がった美術展の開催など、アートに関する事業を通して地域住民への周知・意識づけを行っていく。 共同団体：神奈川県大和市、神奈川県海老名市、神奈川県綾瀬市

団体名	概要(○…現状、●…今後の取組)
愛知県 おかざきし 岡崎市	○生きづらさに寄り添うポータルサイト「つなぎめ」を NPO 法人コネクトスポットと共同運営を開始。同法人を通じて孤独・孤立対策関連サイトの集約、情報発信を実施している。 ●「つなぎめ」の連絡網を拡充し、一団体として活動できるつながりへ発展させてプラットフォームを設置。岡崎市の中でウォークアブルな開発を進める地域、通称 QURUWA(クルワ)で空いているスペースやレンタルスペースを活用し、LGBT やヤングケアラー等定期的にテーマを変えた企画を実施予定。テーマに関心がある方がつながることができる場を目指す。 共同団体：NPO 法人コネクトスポット
愛知県 かすがいし 春日井市	○高齢者分野における住民主体の地域課題の解決体制の構築や、官民協働による研究会を設置し、包括的な支援を担う人材を継続的に育成する体制（研修プログラムの開発等）の整備を行った。 令和5年度にはモデル地区で官民連携プラットフォームを立ち上げ、誰もが気軽に気持ちを書き留めるノート「ぷらっと」を作成。当事者が思いを発信し、地域や支援者が受け止めるための仕組みを検討している。 ●新たに2地区で連携プラットフォームを設立し、先行するモデル地区との情報共有や相互支援のネットワーク化を図る。また、ICTを活用している事業者や福祉分野以外の地域貢献活動に関心がある民間企業、社会福祉法人等との連携・協働を促進し、人と人とのつながりあう取組を創出する。
愛知県 とよたし 豊田市	○令和3年度から介護、障がい福祉、農家など多種多様な事業者で組織された「とよた多世代参加支援プロジェクト」による、福祉制度が利用できない対象者へ向けた、相談や支援を実施。 また、包括的相談事業や地域づくり事業も実施。 ●実施している支援プロジェクトに孤独・孤立対策を行っている、または興味がある事業者を加えてプラットフォームを設置予定。また、相談に「来ない・来られない」対象者への支援を提供するため、既存の事業を強化。人や地域、社会とのつながりのきっかけとなる参加支援事業を各支援機関が持つ情報を分析して実施し、支援がいきわたる社会を実現させる。

団体名	概要(○…現状、●…今後の取組)
兵庫県 はりまちょう 播磨町	○住民福祉向上のため総合相談窓口を設置し、福祉会館におけるワンストップ型の相談体制を構築。 ●「待ちの行政」から「アウトリーチ型の行政」へと転換するため、先進地視察の情報交換等を踏まえ、アウトリーチ型相談体制を構築するとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携しながら、きめ細やかなプラットフォームを確立する。 共同団体：播磨町社会福祉協議会、播磨町地域包括支援センター、播磨町青年後見センター
鳥取県 とっとりし 鳥取市	○令和5年度に、個別支援にあたる「相談支援包括化推進会議」や社会的孤立防止を目的とした「つながりサポーター」の活動を、近隣6町と連携した「麒麟のまち連携中枢都市圏」で展開。 ●孤独・孤立対策を「まちを豊かにする」活動として位置づけ、「ひとりぼっちをつくらないまちづくりの創造」を目指す。つながりサポーターについては、交流会やリーダー養成講習会、定期的な研修会の開催などを検討。 また、住民への周知や意識づけについては孤独・孤立対策の基盤事業の1つである地域食堂ネットワークや各地域の地域食堂、テレビCM・番組などの活用を通して行っていく。 共同団体：麒麟のまち連携中枢都市圏を構成する6町 鳥取県岩美郡岩美町 同八頭郡若桜町 同八頭郡智頭町 同八頭郡八頭町 兵庫県美方郡香美町 同美方郡新温泉町
広島県 くれし 呉市	○令和4年度から重層的支援推進室を設置し、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりを実施。また、令和4年度は、ひきこもり状態にある方とその家族について、令和5年度は、ケアラー（家族介護者等）について、実態把握調査を実施。その結果、核家族化など社会情勢の変化等により、人と人との「つながり」が希薄化し、コロナ禍により孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化している現状が確認できた。 ●孤独・孤立の実態把握に関する市民意識調査を実施し、地域の居場所づくり等のため、市、地域の事業者、NPO等を含めたプラットフォームの設置を行う。また、孤独・孤立問題の周知を図り、地域全体で支援する気運を醸成するために講演会を実施し、地域での包摂（温かい見守り、声をあげやすい地域社会の実現）を進めていく。

団体名	概要(○…現状、●…今後の取組)
広島県 ふくやまし 福山市	○ネウボラ相談窓口「あのね」、ひきこもり相談窓口「ふきのとう」、を設置。また、誰もが役割を持ち、社会から孤立することなく、安心して自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」をめざしている。 ●官民連携プラットフォームの設立を予定。分野を問わず悩みを受け止め、各関係機関が連携しながら支援していく。孤独・孤立の「未然防止・予防・早期発見」を目標に、誰かに頼りやすい環境を整えるため、正しい理解と対応について啓発に努めている。
愛媛県 うわじまし 宇和島市	○アウトリーチ型の取り組みに重点を置き、自ら声を上げることができない、潜在的に支援を必要としている方々へのアプローチ強化に努めてきた。また、妊娠、出産期の女性、子育て期の親等への見守り支援強化の取り組みとして、NPO 15 団体等と連携し「こども食堂協議会」を設立し、課題共有を図っている。 ●生活に欠かすことのできない「食」をテーマとして NPO 団体が実施している「食支援」を活用し、顔の見える関係のきっかけをつくり、そこを起点に日ごろの悩みなどを気軽に相談できるつながりが持てるような関係性の構築を目指す。行政機関の相談支援体制の強化と NPO 団体の幅広く柔軟な活動との両輪で、抜け漏れのない支援を確立させていく。

令和6年度 孤独・孤立対策強化月間における取組概要

資料 6

孤独・孤立対策

<https://www.notalone-cas.go.jp/category/monthly/>



- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム分科会の検討成果)
- 初の本格実施となる本年は、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解浸透や機運醸成を図るため、特に0次予防に焦点を当て、全ての国民を対象とした広報・イベントを展開

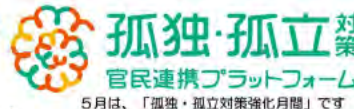
広報

広報ポスター・ロゴ



- ▶ 幅広い年代や性別に親しみやすいデザインで、孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
全国の自治体、PF※会員団体、各交通事業者での掲示やSNSでの発信にて展開

- ▶ PF※会員へ月間ロゴマークの活用を呼びかけ



※PF：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

5月は、「孤独・孤立対策強化月間」です

月間特設Webページ

- ▶ 孤独・孤立の問題の啓発、支援・相談窓口を探せるチャットボットの紹介、月間中に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設

SNS広告、検索連動広告

Facebook、Instagram、X、YouTube、等において、広告を配信

Google、Yahoo!で関連ワードを検索した方に月間ページへの誘導バナーを表示



相談窓口・イベント

孤独・孤立相談ダイヤル#9999

- ▶ 統一的な相談窓口体制の推進に向けた試行事業である孤独・孤立相談ダイヤルを5月2日～7日で開設

メタバース空間におけるイベント

2Dのメタバース空間を活用し、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施

「孤独・孤立相談ダイヤル」の開設期間中は、メタバース上でも悩みを抱える当事者の相談を受付



- ▽ 期間中には「つながりサポーター養成講座」や「NPO向けファンドレイジング講座」等のセミナーも開催



セミナー開催



相談窓口



取組紹介コーナー



【メタバース開設期間】 令和6年5月1日（水）～5月30日（木）午前10時～午後6時
※5月2日（木）～6日（月）は相談窓口の受付時間に合わせて開設時間を22時まで延長



令和7年度 孤独・孤立対策強化月間の実施に向けて

- 令和6年度の強化月間では、0次予防を主なテーマとして、各地域において実施された各自治体・NPO・企業等の多様な主体による取組等を、孤独・孤立対策推進室作成のウェブサイトで紹介
- 令和7年度の強化月間においては、水平的連携の観点から、官と民とでアイデアを出し合って官民連携プラットフォーム全体の取組として月間をさらに盛り上げていきたい
- ついては、ぜひみなさまから幅広くテーマ設定や取組の企画を考案いただくとともに、より幅広い主体（自治体、NPO、企業等）を巻き込んで取組を進めるためのアイデアについても積極的にご提案いただきたい

一緒に考えよう！



※内閣府予算を活用する事業については、予算執行や事務手続きの関係上、PF会員の皆様のアイデアも参考にさせていただきながらも具体的な実施内容は孤独・孤立対策推進室において検討・実施予定

（案）つながりサポーター養成講座 全国実施

- ・PF会員等、全国の様々な団体において、つながりサポーター養成講座を月間中に集中的に実施
- ・自治体においても、たとえばオンライン会議システムを活用する等により、全都道府県をつないだ講座を実施

（案）孤独・孤立相談

- ・月間中GW中心に孤独・孤立相談を実施。
- ・電話相談（24時間）を実施するほか、新しい試みを導入するか（チャット相談、メタバース相談、ピアサポートの実施など）

（案）オンライン空間における各団体のイベント

- ・オンライン上に、各団体の取組の展示、企画の実施、イベントの中継等が行えるブース（文化祭のようなイメージ）を用意し、参加希望団体が実施する月間中の取組に一元的・スムーズにアクセスできるようにする

（案）企業やスポーツ団体等、より幅広い団体とのコラボ

- ・社会全体を巻き込んだムーブメントにつなげるため、これまでよりさらに幅広い団体とコラボした取組の実施（R6は広報にご協力いただいた事例はあったが、より積極的な取組の実施）
- ・PF会員の拡大にもつなげたい
- ・これまでにそうした団体とのつながりやコラボのご経験があったり、巻き込みのアイデア等お持ちであればぜひ共有していただきたい